



2023年6月10日

各 位

会 社 名 株式会社丸八ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 日野原 和夫  
(コード：3504 名証メイン市場)  
問合せ先 経営企画室長 樋口 宗夫  
(TEL. 045-471-0808)

## 株式会社8128による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社8128（以下「公開買付者」といいます。）が2023年5月15日から実施しておりました当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2023年6月9日をもって終了し、本日、当社は公開買付者より、添付資料「株式会社丸八ホールディングス株式（証券コード3504）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けましたので、お知らせいたします。

以 上

（添付資料）

2023年6月10日付「株式会社丸八ホールディングス株式（証券コード3504）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2023年6月10日

各 位

会 社 名 株式会社 8128  
代表者名 代表取締役 岡本 一秀

## 株式会社丸八ホールディングス株式（証券コード 3504）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社 8128（以下「公開買付者」といいます。）は、2023年5月12日、株式会社丸八ホールディングス（証券コード 3504、株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）メイン市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、同年5月15日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが同年6月9日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社 8128  
東京都世田谷区玉川田園調布二丁目 12 番 17 号

##### (2) 対象者の名称

株式会社丸八ホールディングス

##### (3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

##### (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,514,320 (株)	— (株)	— (株)

(注 1) 本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数 (3,514,320 株) を記載しております。当該最大数は、対象者が 2023 年 5 月 12 日に提出した 2023 年 3 月期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された 2023 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 (16,579,060 株) から対象者決算短信に記載された 2023 年 3 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数 (1,081,540 株) を控除した株式数 (15,497,520 株)（以下「本基準株式数」といいます。）を基準に、本基準株式数から、本公開買付けに応

募しない旨を合意している岡本一秀氏、岡本典之氏、岡本八大氏、株式会社洋大及びその他創業家一族が所有する対象者株式の全て（合計 11,983,200 株）を控除した数（合計 3,514,320 株）を記載しております。

（注3）本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

（注4）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は関係法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

#### （5）買付け等の期間

##### ① 買付け等の期間

2023年5月15日（月曜日）から2023年6月9日（金曜日）まで（20営業日）

##### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は30営業日、2023年6月23日（金曜日）までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

#### （6）買付け等の価格

普通株式1株につき、金814円

## 2. 買付け等の結果

### （1）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、本公開買付けに係る公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### （2）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、2023年6月10日に名古屋証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	112,860 株	112,860 株
新株予約権証券	— 株	— 株
新株予約権付社債券	— 株	— 株
株券等信託受益証券 ( )	— 株	— 株
株券等預託証券 ( )	— 株	— 株
合 計	112,860 株	112,860 株
(潜在株券等の数の合計)	(— 株)	(— 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	118,138 個	(買付け等前における株券等所有割合 76.23%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	1,128 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.73%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	118,138 個	(買付け等後における株券等所有割合 76.23%)
対象者の総株主等の議決権の数	154,958 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2023年2月10日に提出した第11期第3四半期報告書に記載された2022年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数（15,497,520株）に係る議決権の数（154,975個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

② 決済の開始日

2023年6月16日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等について、本公開買付けに係る公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社 8128

東京都世田谷区玉川田園調布二丁目12番17号

株式会社名古屋証券取引所

愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号

以 上